

ダム建設の要望書等の部分開示決定に係る異議申立て

栃木県情報公開審査会

第1 審査会の結論

実施機関が、「平成13年5月8日付けで鹿沼の水を考える市民行動推進会議会長から知事あてに提出された「東大芦川ダム・南摩ダムの建設促進について」と題するダム建設の要望書及び署名簿並びに平成13年5月11日付けで提出された「署名簿の追加について」と題する文書及び署名簿」(以下「本件公文書」という。本件公文書のうち、当該要望書及び当該文書を以下「本件要望書等」といい、当該署名簿を以下「本件署名簿」という。)の開示請求(以下「本件開示請求」という。)に対して、個人情報に該当するという理由で部分開示決定したことは、妥当であると認められる。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立人が平成13年8月15日付けで行った本件開示請求に対し、栃木県知事が平成13年8月28日付けで栃木県情報公開条例(平成11年栃木県条例第32号。以下「条例」という。)第11条第1項の規定に基づき行った部分開示決定について、その処分取消し及び本件公文書の全部の開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の異議申立書、開示決定等理由説明書に対する意見書及び口頭による意見陳述における主張を要約すると、概ね次のとおりである。

(1) 条例第7条第2号該当性について

知事はダム反対の民意を打ち消すためにダム賛成署名を援用しているのであるから、ダム賛成署名が存在するということを証拠で示さなければ民主的な行政とはいえない。当該署名が存在するとしても、その署名が正当にされたものかどうかを中立の第三者が判定する制度がない以上、情報公開によって住民がそれを判定できなければ、民主的行政は保障されない。本件署名簿は特定の個人が識別される情報であるので、形式的には条例第7条第2号に該当するものであるが、条例の目的である民主的行政を確保するために必要不可欠な措置として例外的に開示すべきものである。地方自治法第74条の2第2項は、地方自治体の条例の制定、改廃に係る署名簿の縦覧について規定しているので、本件署名簿についても当該規定を類推適用して、全部開示すべきである。

なお、本件公文書を開示する場合には、プライバシー保護のため複写やメモを禁止し、閲覧のみとするべきである。

(2) 条例第 8 条第 1 項ただし書該当性について

本件公文書について、部分開示決定を行ったことは、条例第 8 条第 1 項ただし書の規定の解釈、適用を誤ったものである。公開を請求された文書に非開示情報が記録されていると実施機関が認めるとき、当該情報を除いた部分に有意の情報が記載されていないと認めるときは、部分開示をすべきではない。署名簿から氏名と住所を除いて開示することは、署名簿の様式を開示するのと同様であるから、部分開示をしてはいけない文書である。

第 3 実施機関の主張要旨

実施機関の非開示理由説明書における主張を要約すると、概ね次のとおりである。

1 本件公文書

本件公文書は、平成 13 年 5 月 8 日付けで鹿沼の水を考える市民行動推進会議会長から知事あてに提出された東大芦川ダム・南摩ダムの建設促進について要望する文書及び署名簿並びに平成 13 年 5 月 11 日付けで提出された署名簿を追加する文書及び署名簿である。

2 非開示理由

本件公文書のうち非開示とした部分は、本件要望書等の鹿沼の水を考える市民行動推進会議会長の私印印影並びに本件署名簿署名欄の氏名及び住所である。これらの情報は、特定の個人が識別される情報であることから、条例第 7 条第 2 号に該当し、ただし書イ、ロ、ハのいずれにも該当するものではないことから非開示としたものである。

第 4 審査会の判断

1 判断にあたっての基本的な考え方

条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利を保障することにより、県が県政に関し県民に説明する責務を全うするようにするとともに、県民の県政への参加を促進し、もって一層公正で開かれた県政の実現に寄与することを目的に制定されたものであり、個人に関する情報がみだりに公開されないよう最大限の配慮をしつつも、原則公開の基本理念のもとに県民の公文書の開示を求める権利が不当に侵害されることのないよう条例を解釈し、運用されなければならない。

当審査会は、この基本的な考え方に立って本件部分開示処分を調査検討し、県民の公文書の開示を求める権利が不当に侵害されることのないよう条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公文書の内容

本件公文書は、平成 13 年 5 月 8 日付けで鹿沼の水を考える市民行動推進会議会長から知事あてに提出された「東大芦川ダム・南摩ダムの建設促進について」と題するダム建設の要望書及び署名簿並びに平成 13 年 5 月 11 日付けで提出された「署名簿

の追加について」と題する文書及び署名簿である。

本件公文書のうち非開示とした部分は、本件要望書等の鹿沼の水を考える市民行動推進会議会長の私印印影並びに本件署名簿の氏名及び住所である。

3 具体的な判断

(1) 本件要望書等について

本件要望書等における本件処分の対象となった情報は、鹿沼の水を考える市民行動推進会議会長の私印印影である。当該印影については、実施機関が主張するとおり、個人に関する情報であり、条例第7条第2号に該当し、また、ただし書イ、ロ、ハのいずれにも該当しないものと認められる。

なお、当該印影について、異議申立人は特には何も主張していない。

(2) 本件署名簿について

ア 条例第7条第2号該当性について

異議申立人は、本件署名簿の氏名及び住所は形式的には条例第7条第2号に該当するものであるが、民主的行政を確保するためには、地方自治体の条例の制定等について規定する地方自治法第74条の2第2項を類推適用して本件署名簿を例外的に開示すべきであり、条例第7条第2号ただし書イに該当する、と主張する。

異議申立人の主張にもあるとおり、本件署名簿の氏名及び住所が、個人情報であり、条例第7条第2号に該当することは、明らかであるので、ただし書に該当するかどうかについて、以下検討する。

一般的に署名は個人の意思を表明する一つの手法として行われるものである。

本件署名簿の署名は、東大芦川ダム及び南摩ダムの建設に賛成するという個人の意思を表明するものである。

ところで、本県では、県民等から県政施策への要望、批判等、県民の意思の表明としての署名簿が知事等に対して提出された場合、通常、当該署名簿は政策判断の一つの材料として扱われている。その際、当該署名簿自体は何らかの法的効果を伴うものではないので、署名運動の趣旨及び署名人の数を明確にして保管しておくという事務処理をしているのみで、ことさら、当該署名簿を閲覧に供したり、署名自体の正当性とか有効性とかを確認するような手続は行っていない。

本件署名簿の取扱いについても、先に述べた処理がなされている。

地方自治法第74条の2第2項に規定されている地方自治体の条例の制定、改廃に係る署名簿の縦覧の制度は、当該署名が法的効果を伴うものであることから法定された手続である。しかし、本件署名簿の署名は、このような法的効果を伴う署名とは全く性格の異なるものであるから、当該規定を類推適用して署名簿の閲覧をさせる必然性はないと言わざるを得ない。

したがって、本件署名簿を例外的に閲覧させなければならない法令上の規定あるいは慣行は存在しないので、条例第7条第2号ただし書イには該当しないと認められる。また、ただし書ロ及びハにも該当しないものであると判断される。

イ 条例第8条第1項ただし書の解釈、適用について

異議申立人は、本件処分は、条例第8条第1項ただし書の規定の解釈、適用を誤っ

たものであると主張するので、以下検討する。

本県では、開示請求に係る公文書において、非開示情報を除いた情報だけでは、有意の情報が記載されていないと認められるときには、部分開示ではなく、非開示としている。

本件署名簿には、署名の趣旨も記載されており、当該情報は有意の情報であるから、本件開示請求に対して、部分開示とした本件処分は、条例第8条第1項ただし書の解釈、適用を誤ったものではないと認められる。

4 結論

以上のとおり、本件公文書において非開示とされた本件要望書等の私印印影並びに本件署名簿の氏名及び住所は条例第7条第2号に該当し、ただし書イ、ロ、ハのいずれにも該当するものではない。

よって、当審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成13年 9月25日	・ 諮問
平成13年10月19日	・ 実施機関から開示決定等理由説明書を受理
平成13年10月31日	・ 異議申立人から開示決定等理由説明書に対する意見書を受理
平成14年 3月20日 (第146回審査会)	・ 審議(経過等説明)
平成14年 4月16日 (第147回審査会)	・ 審議
平成14年 5月21日 (第148回審査会)	・ 審議
平成14年 6月20日 (第149回審査会)	・ 審議
平成14年 7月 1日	・ 答申

栃木県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	職 業	備 考
早乙女 哲	下野新聞社取締役	
佐 藤 千鶴子	公認会計士	
菅 俣 博	(社)栃木県商工会議所連合会専務理事	会長職務代理者
田 島 二三夫	弁護士	
中 村 清	宇都宮大学教授	会長